

経済産業省研究開発評価指針

令和 7 年 4 月

制定 平成 1 7 年 4 月 1 日
平成 1 7 ・ 0 3 ・ 0 3 産局第 7 号

改正 平成 2 1 年 3 月 3 1 日
平成 2 1 ・ 0 3 ・ 1 8 産局第 4 号

改正 平成 2 6 年 3 月 1 8 日
2 0 1 4 0 3 1 3 産局第 4 号

改正 平成 2 9 年 5 月 8 日
2 0 1 7 0 3 2 9 産局第 3 号

改正 令和 4 年 1 0 月 2 5 日
2 0 2 2 0 8 2 5 産局第 1 号

改正 令和 7 年 3 月 1 9 日
2 0 2 5 0 3 1 1 イ局第 1 号

目 次

【経済産業省研究開発評価指針の位置付け】	1
【研究開発評価の導入・取組経過等】	2
I. 評価の基本的考え方	3
1. 評価目的	3
2. 評価の基本理念	3
3. 指針の適用範囲	4
4. 評価の類型・階層構造及び相互連携	4
5. 評価方法等	5
6. 評価結果の取扱い等	6
7. 知見の蓄積と継続的な改善	7
8. 評価体制の充実	7
9. 評価者（外部評価者）データベースの整備	7
10. 評価における留意事項	7
II. 評価の類型と実施方法	10
1. プログラム評価	10
(1) 評価の目的	
(2) 評価体制：評価時期	
2. プロジェクト評価	10
(1) 評価の目的	
(2) 評価体制・評価時期	
3. 個別事業の評価	11
(1) 評価の目的	
(2) 評価体制：評価時期	
4. 追跡調査・追跡評価	12
4－1. 追跡調査	
4－2. 追跡評価	
【本指針における用語・略称等について】	13

【経済産業省研究開発評価指針の位置付け】

経済産業省研究開発評価指針（以下、「本指針」という。）は、経済産業省（以下、「当省」という。）が、当省における研究開発の評価を行うに当たって配慮しなければならない事項を取りまとめたものである。

本指針は、「産業技術力強化法」（平成12年法律第44号）第10条の規定、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成20年法律第63号）第34条の規定、「科学技術・イノベーション基本法」（平成7年法律第130号）第12条の規定に基づく「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月閣議決定）及び「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月内閣総理大臣決定）（以下、「大綱的指針」という。）に沿った適切な評価を遂行するための方針を示す。

同時に、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）（以下、「政策評価法」という。）に基づく「経済産業省政策評価基本計画」（以下、「政策評価基本計画」という。）に沿った、当省政策評価のうち研究開発に関する部分の実施要領としての性格を持つ。したがって、研究開発についての評価の結果は、政策評価基本計画に基づき実施される事前評価及び事後評価に適切に反映・活用を図る。

研究開発評価は、政策評価法上要請される評価を含め政策評価の一環としての位置付けを有することから、本指針は、研究開発の成果や実績等を厳正に評価し、それを後の研究開発や社会実装へ向けた取り組みへ反映させる政策サイクルの一環としての評価の在り方について定めるものである。

ただし、研究開発に係る評価は、研究開発の内容や性格、実施体制等の態様に応じた評価方法に拠るべきであるとともに、評価の厳正さと効率性を両立するためには、評価をとりまく様々な状況に応じた臨機応変な評価手順を設定する必要がある。さらに、評価手法は日進月歩であり、今後よりよい評価手法が提案されることも十分考えられる。したがって、本指針では共通的なルール及び配慮事項を取り上げることとし、より詳細な実施の手順は評価マニュアルの作成等により記述することで、機動的な実施を図ることとする。

当省研究開発機関が自ら実施する評価をその機関の自己改革の契機とするような自律的なシステムの構築に努め、研究開発を実施する当省研究開発機関が、大綱的指針及び本指針に沿って、研究開発評価の実施に関する事項について、明確なルールを定め、研究開発評価の実施及び評価結果の活用が適切かつ責任を持って行うよう、所管官庁としての責務を果たすものとする。

【研究開発評価の導入・取組経過等】

研究開発評価に関しては、第1期科学技術基本計画において、「研究開発機関及び研究開発課題について、評価の在り方を抜本的に見直し、適切な評価の仕組みを整備し、厳正な評価を実施」することが求められたことから、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」（平成9年8月7日内閣総理大臣決定）を策定して研究開発評価の導入と定着化を推進してきた。その後、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」と名称を変更した上で、科学技術基本計画の改定等にあわせて内容を変更し、厳正な評価や創造への挑戦を励まし成果を問う評価等の推進、評価の継続性の確保、評価の効率化、国際水準による評価等の評価システムの改革等を推進してきた。

令和4年3月、産業構造審議会 産業技術環境分科会 研究開発・イノベーション小委員会 研究開発改革ワーキンググループにおいて取りまとめられた報告書の「研究開発事業の評価」について、「1. 技術起点の評価から価値起点の評価へ」、「2. 評価体制の重複解消・連携強化の必要性」、「3. 評価と資源配分の連動の必要性」の3つの提言を踏まえて、必要な改正を行った。

今回（令和7年4月）、前回改正以降の評価の実施により明らかになった課題等を踏まえて所要の見直しを行った。

I. 評価の基本的考え方

1. 評価目的

(1) より良い政策・施策への反映

評価を適切かつ公正に行うことにより、より良い政策・施策の形成等につなげること。
さらに組織の長や政策立案者にとっても、政策・施策等をより良く進めることを促進し、さらなる挑戦を促すこと。

(2) より効率的・効果的な研究開発の実施

評価を支援的に行うことにより、研究者の創造性が十分に発揮されるような、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境の創出、研究開発の前進や質の向上、独創的で有望な優れた研究開発や研究者の発掘、研究者の意欲の向上を促すことにより、研究開発を効果的・効率的に推進すること。

(3) 国民への研究開発の開示

高度かつ専門的な内容を含む研究開発の意義、内容、評価結果等について、一般国民にわかりやすく開示すること。

(4) 資源の重点的・効率的配分への反映

評価の結果を研究開発の継続、拡大・縮小・中止など資源の配分へ反映させることにより資源の重点化及び効率化を促進すること。

また、評価の結果に基づく適切な資源配分等を通じて、研究開発を次の段階に連続してつなげることなどにより、その成果の利用、活用に至るまでの一体的、総合的な取組を推進し、国民・社会への還元の効率化・迅速化に資すること。

2. 評価の基本理念

評価の実施に当たっては、以下の考え方を基本理念とする。

(1) 透明性の確保

担当課及び当省研究開発機関は、積極的に研究開発成果を公開し、その内容について広く有識者等の意見を聴くこと。評価事務局においては、透明で公正な評価システムの形成、定着を図るため、評価手続、評価項目・評価基準を含めた評価システム全般についてあらかじめ明確に定め、これを公開することにより、評価システム自体を誰にも分かるものとするとともに、評価結果のみならず評価の過程についても可能な限り公開すること。

(2) 中立性の確保

評価を行う場合には、被評価者に直接利害を有しない中立的な者による外部評価の導入

等により、中立性の確保に努めること。

（３）機動性の確保

社会課題の複雑化など、研究開発の外部環境の急速な変化に応じて、アジャイルに資源配分や研究開発計画に反映できるよう、外部環境の変化に対して機動性の高い評価方法で評価を行うこと。

（４）実効性の確保

将来像（ビジョン・目標）からのバックキャストにより、研究開発の外部環境の変化を確認した上で、研究開発の継続可否の判断、当初設定した研究開発の目標、対象市場、顧客及びビジネスモデル等の見直しにつなげられるよう、明確で実効性のある評価システムを確立・維持するとともに、研究開発の運営に支障が生じたり、評価者及び被評価者双方に過重な負担をかけることのない費用対効果の高い評価を行うこと。

３．指針の適用範囲

（１）本指針においては、当省における研究開発を基本的な評価対象とする。

（２）上記（１）の規定にかかわらず、当省研究開発機関が運営費交付金により自ら実施し、又は運営管理する研究開発については、独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）に基づいて実施されるものであり、その具体的な評価方法は、大綱的指針及び本指針を踏まえて定められるものであることから、原則として本指針による評価の対象としない。

（３）評価の種類としては、この他に当省研究開発機関における研究者等の業績の評価が存在するが、これは当該機関の長が評価のためのルールを整備した上で、責任を持って実施することが基本であり、本指針による評価の対象としない。

４．評価の類型・階層構造及び相互連携

（１）実施時期による類型

評価はその実施時期により、事前評価、中間評価、終了時評価及び追跡評価に類型化される。

（２）評価の階層構造

当省における研究開発評価は、プログラム／プロジェクト／個別事業の各階層における評価を基本とし、各階層の評価の役割分担を明確化するとともに、それらの結果を相互連携することで重複のない合理的な評価を可能とする体制を構築する。

プログラム評価においては、要素技術の発掘・育成、研究開発・実証、社会実装までの取組の妥当性を確認する。また、プログラム配下のプロジェクトについての相対評価を行う。

プロジェクト評価（研究資金制度評価を含む。以下同じ。）においては、個別事業の進捗状況や目標達成状況の評価結果を踏まえて、将来像（目的・ビジョン）を実現するための重要性や想定される社会的インパクトの評価を行う。

個別事業の評価においては、個々の個別事業の進捗状況や目標達成状況の評価を行う。

（３）実施時期による評価の相互連携

中間評価、終了時評価は、研究開発の達成状況や社会経済情勢の変化を判断し、計画の見直しや後継事業への展開等の是非の判断に加え、研究開発成果の社会実装に向けた提言を得るための場である。また、事前評価時の想定が実際にどのような結果となったか、予算措置は妥当であったか等を確認することにより、事前評価の方法を検証し得るものである。さらに、追跡評価は、研究開発活動や研究開発成果が産業、社会に及ぼした効果等について把握し、終了時評価の妥当性等を判断するものである。したがって、中間評価、終了時評価及び追跡評価の結果をその後の産業技術政策・戦略の企画立案や、より効果的な事前評価の評価手法の確立に反映させるよう努める。

５．評価方法等

厳正な評価を行うためには、評価方法、評価項目等に客観性を持たせることが必要であることから、本指針をはじめ評価実施に係る諸規程等を整備の上、公開するものとする。

研究開発課は本指針を踏まえ、評価マニュアル等を策定するとともに、円滑な評価の実施のための指導及び評価システムの維持管理を行う。

（１）評価用資料

評価用資料は、評価者にとっては評価のエビデンスであり、被評価者にとっては評価者からより意味のある指摘・提言を引き出すためのものである。このため、評価対象の研究開発の位置づけを明確にする観点から、関連するビジョンや技術戦略を評価用資料に加えた上で、評価項目・評価基準を踏まえて担当課が作成する。なお、評価者、被評価者双方の評価疲れにつながることから、必要十分な内容にとどめるよう注意する。

（２）評価項目・評価基準

評価の類型及び研究開発の態様に応じて標準的な評価項目・評価基準を研究開発課が別に定める。なお、一度により評価軸を作ることは難しいため、評価項目・評価基準が効果的であったかどうかを評価し、適時適切に改善する。

（３）評価手法

① 評価時期・階層に応じた評価

評価時期・階層の類型に応じて適切な評価手法を用いる。

② 社会実装に至るまでの道筋の設定

研究開発においては、研究開発が関連する政策・施策等の目的を達成するために、研究開発の実施者の手を離れた後で成果の享受者である成果の受け手に対して、何を、いつまでに、どの程度届けるかといった具体的で実現可能な目標（アウトプット目標）と、成果の受け手が行う活動及びその効果・効用として現れる価値（アウトカム目標）を、時間軸に沿ったロードマップとして示すことにより、誰の責任で、何を、どのように実施するのかを明らかにしておく。

また、アウトカムの具体的な目標設定の際には、定量的な尺度に偏りすぎることのないように留意し、対象によっては定性的指標を採用したり、定性的指標と定量的指標を併用する等の工夫が必要である。

なお、この道筋は、試行を重ね、段階的に充実、見直しを図る。

③ 評点法の活用

評価の傾向を把握するために評点法の活用が有効であり、評価の類型及び研究開発の態様に応じ適宜活用する。なお、個人的な評価にならないように、複数の外部評価者により評点付けし、必要に応じて相互評価も取り入れる。

④ 将来像（ビジョン・目標）からのバックキャストによる評価

将来像を実現するための重要度や想定される社会的インパクト及びそれらをどう実現するか（知財・標準化戦略等）という点について、事業化段階や、環境変化に応じて、最適な手法・視点で実施する必要がある。技術開発の進捗管理のみならず、研究開発によって実現させる価値に着目した評価を行う。

（４）評価の簡略化・省略化

評価対象となる事業に係る予算額が比較的少額である場合には、評価項目・評価基準を限定する等の簡略化を行うことができる。また、プロジェクトの実施期間中の事業総額（実施者負担分を含む）が１０億円未満の場合は、原則、事前評価は行わない。

なお、簡略化の具体的な方法については研究開発課と担当課が個別事案毎に協議して定める。

６．評価結果の取扱い等

（１）評価結果の取扱い

評価事務局は、評価終了後速やかに評価書の写しを研究開発課に提出する。

研究開発課は全ての評価結果について、これまでに実施された関連調査及び評価の結果、評価の実施状況等を踏まえつつ意見をまとめ、査定課及び業務改革課に報告する。

担当課は、評価結果を踏まえ、必要に応じ、研究開発の運営見直し・改善等を図る。

(2) 予算査定との関係

査定課は、研究開発課から事前評価、中間評価及び終了前評価の評価書の提出を受けた場合は、研究開発課の意見を踏まえつつ研究開発の査定等を行う。

(3) 評価結果等の公開の在り方

評価結果及びこれに基づいて講ずる又は講じた措置については、機密の保持が必要な場合を除き、個人情報や企業秘密の保護、知的財産権の取得、経済安全保障等に配慮しつつ、一般に公開することとする。

なお、事前評価については、概算要求前の検討段階の情報を取り扱うことから、予算が当省の概算要求案として確定した後に公開する。

7. 知見の蓄積と継続的な改善

いかなる評価システムにおいても、評価は評価者の主観的判断によってなされるものであり、その限りにおいては、完璧な客観性、公平性を求めることは困難である。したがって、研究開発の評価に係る実施状況を常に把握することにより、取組事例等の知見を蓄積するとともに、蓄積された知見をもとに評価手法等の継続的な改善に取り組む。

8. 評価体制の充実

評価体制の充実を図るため、研究者を評価者として活用するなどにより、評価業務に携わる人材を育成・確保するとともに、評価の実施やそれに必要な調査・分析、評価体制の整備等に要する予算を確保する。

9. 評価者（外部有識者）データベースの整備

研究開発課は、国内外の適切な評価者を選任できるようにするため、及び個々の評価において普遍性・信頼性の高い評価を実現するため、研究開発に係る外部有識者（評価者）データベースを整備する。

10. 評価における留意事項

(1) 評価者と被評価者との対等性

評価作業を効果的に機能させるためには、評価者と被評価者の双方が積極的にその知見と情報を提供し合うという協調的關係と、評価者もその評価能力を評価されるという意味で、評価者と被評価者とが相互に相手进行评估するという緊張關係とを構築し、この中で、討論を行い、評価を確定していく必要がある。

この際、評価者は、不十分な成果等を被評価者が自ら進んで提示しない事実があるかど

うかを見極める能力が要求される。

一方、被評価者は、評価を研究開発の質をより高めるものとして積極的に捉え、評価は評価者と被評価者の双方の共同作業であるとの認識の下、真摯な対応を図ることが必要である。さらに、評価対象の研究開発についてプログラムでの位置付けを明確に認識するとともに、評価結果を正確に理解し、確実にその後の研究開発の創設、運営等に反映させていくことが必要である。

(2) 評価者の選定

研究開発成果を、イノベーションを通じて国民・社会に迅速に還元していく観点から、産業界の専門家に加え、ビジネス化や社会受容性などの専門家として、事業化・金融の実務家や人文・社会科学の専門家を初期の段階から積極的に評価者に選任する。

研究者には、科学技術の専門的見地からの評価が重要な役割を果たすものであることから、評価への積極的な参加が求められるが、特定の研究者に負担が集中しないように裾野の拡大を図るよう努める。

(3) 評価の不確実性

評価時点では見通し得なかった技術、社会情勢の変化が将来的に発生し得るという点で評価作業は常に不確実性を伴うものである。したがって、評価者は評価の精度の向上には、必然的に限界があることを認識した上で、評価時点で最良と考えられる評価手法をとるよう努めることが必要である。かかる観点からは、厳正さを追求するあまりネガティブな面のみを過度に減点法で評価を行うこととなると、将来大きな発展をもたらす技術を阻害するおそれがある点にも留意する必要がある。

また、成果に係る評価において、目標の達成度合いを評価の判定基準にすることが原則であるが、併せて、副次的成果等、次につながる成果を幅広い視野からとらえる必要がある。

(4) その他の留意事項

① 挑戦的（チャレンジング）な研究開発の評価

研究開発は必ずしも成功するとは限らず、また、失敗から貴重な教訓が得られることもある。したがって、失敗した場合には、まずその原因を究明し、今後の研究開発にこれを活かすことが重要であり、成果を上げられなかったことをもって短絡的に従事した研究者や組織、機関を否定的に評価せず、関連する制度、体制、運営といった研究開発過程（プロセス）が成果の最大化に向けて適切に組み合わされていたかという点でも評価すべきである。また、技術的な限界・ノウハウ・うまくいかなかった点等の知見、副次的成果や波及効果、プログラム全体として得られた成果の大きさなども積極的に評価する必要がある。

なお、評価が野心的な研究開発や挑戦的（チャレンジング）な研究開発の実施の阻害要因とならないよう留意しなければならない。

② 数値指標の活用

論論文の被引用度数、特許の申請状況等による成果の定量的評価は一定の客観性を有するが、研究分野や内容により、その意味は大きく異なり得るものであり、必ずしも研究開発成果の価値を一義的に表すものではない。したがって、これらを参考資料として有効に活用しつつも、偏重しないよう留意すべきである。

③ 評価結果の共有等

政策立案者から研究開発課題の実施者に至る全ての関係者が評価結果を共有することが重要である。

また、研究開発をその評価の結果に基づく適切な資源配分等を通じて次の段階の研究開発に連続してつなげるなどの観点から、関係府省、研究開発機関及び制度を越えて相互活用するよう努める。

④ 自己点検の活用

評価への被評価者等の主体的な取組を促進し、また、評価の効率的な実施を推進するため、担当課は、自ら研究開発の計画段階において具体的かつ明確な目標とその達成状況の判定基準等を明示し、研究開発の開始後には目標の達成状況、今後の発展見込み等の自己点検を行い、評価者はその内容の確認などを行うことにより評価を行う。

⑤ 評価の国際的な水準の向上

研究開発の国際化への対応に伴い、評価者として海外の専門家を参加させる、評価項目に国際的なベンチマーク等を積極的に取り入れるなど評価に関して、実施体制や実施方法などの全般にわたり、評価が国際的にも高い水準で実施されるよう取り組む。

Ⅱ．評価の類型と実施方法

1．プログラム評価

(1) 評価の目的

プログラムの評価は、政策・施策等の企画立案やその効果的・効率的な推進に活用するために実施する。また、プログラムを構成するプロジェクトの新設又は中止など、より実効性の高いプログラムの構成に反映する。

(2) 評価体制・評価時期

① 評価者

外部評価者

② 評価手法

外部評価を行う。

③ 評価項目・評価基準

研究開発課が定める標準的な評価項目・評価基準又は評価者が定めるものとする。

④ 実施時期

毎年度実施する。

2．プロジェクト評価

(1) 評価の目的

研究開発の特性に応じて予算、人材等の資源配分への反映、研究開発の質の向上のための助言等をするため、プロジェクト／研究資金制度事業の事前・中間・終了時に実施する。また、当該研究開発が位置付けられているプログラムの評価に必要なアウトプット情報、アウトカム情報を入手する。

① 事前評価

事前評価は、上位事業との関連に基づき、実施の必要性、目標・計画・実施体制・執行管理・費用対効果等の妥当性、研究開発の構成の妥当性等を把握し、予算等の資源配分の意思決定等を行うために実施する。

② 中間評価

中間評価は、情勢の変化や進捗状況等を把握し、その中断・中止を含めた計画変更の要否の確認、予算等の資源配分の意思決定等を行うために実施する。

③ 終了時評価

終了時評価は、目標の達成状況や成果、目標設定や工程表の妥当性等を把握し、後継事業の発展へ活用するため、さらには最終的な目標である社会実装に向けた取り組みに向けた提言を入手するために実施する。

(2) 評価体制・評価時期

① 評価者

外部評価者

② 評価手法

外部評価を行う。

原則、産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 イノベーション小委員会 評価ワーキンググループ（以下、「評価WG」という。）において評価を行う。ただし、評価WGと同水準の評価の実施を前提に、審議会等の公的第三者機関において外部評価を行うことができる。

③ 評価項目・評価基準

研究開発課が定める標準的な評価項目・評価基準又は評価者が定めるものとする。

④ 評価時期

(i) 事前評価

原則、新規のプロジェクト／研究資金制度事業の初年度の予算要求前に行う。また、既存事業の内容変更により、当該予算事業のアウトプット目標、アウトカム目標に変更が生じる場合も原則、予算要求前に行う。

(ii) 中間評価

実施期間が5年以上又は実施期間の定めのないプロジェクト／研究資金制度事業について、3年程度ごとに行う。

(iii) 終了時評価

プロジェクト／研究資金制度事業の終了後に実施する。ただし、当該研究開発の成果を切れ目なく後継の研究開発につなげていく場合には、当該研究開発の成果等も含め後継の研究開発の事前評価を実施する。

3. 個別事業の評価

(1) 評価の目的

研究開発目標の達成度及び成果の事業化・実用化の取組を確認する。また、ステージゲート方式による絞り込みやインセンティブの付与に関する評価を行うために実施する。

(2) 評価体制・評価時期

① 評価者

外部評価者

② 評価手法

外部評価を行う。

③ 評価項目・評価基準

研究開発課が定める標準的な評価項目・評価基準を参考にする。

④ 評価時期

事前評価・中間評価・終了時評価時期等、必要に応じて実施する。

4. 追跡調査・追跡評価

4－1. 追跡調査

終了した研究開発を対象として、終了後数年間にわたり、その研究開発活動や研究開発成果が産業、社会に及ぼした効果等について、必要に応じ調査を行う。

4－2. 追跡評価

終了した研究開発事業の社会実装（アウトカム目標）の達成状況やその成功・失敗要因等を把握・検証し、その結果を研究開発事業の企画・立案、新規予算要求事業の計画や体制への反映、評価制度の見直しなどに活用するため、当該目的に合致する事業を選んで実施する。

（1）評価者

外部評価者

（2）評価手法

外部評価を行う。

（3）評価項目・評価基準

研究開発課が定める標準的な評価項目・評価基準又は評価者が定めるものとする。

（4）実施時期

事業終了数年後

【本指針における用語・略称等について】

- ・プログラム：目指すべき将来像（ビジョン・目標）を実現するための研究開発のまとまりをいう。
- ・プロジェクト：具体的に研究開発を実施するために措置された個別の予算事業単位をいう。
- ・研究資金制度：資金を配分する主体が、広く一般の研究者（研究開発に従事している者又はそれらの者から構成されるグループをいう。）、企業等又は特定の研究者、企業等を対象に、特定の研究開発領域を定め、又は特定の研究開発領域を定めずに研究課題を募り、研究者、企業等から提案された研究課題の中から、当該課題が属する分野の専門家（当該分野での研究開発に従事した経験を有する者をいう。）を含む複数の者による、研究開発の着想の独創性、研究開発成果の先導性、研究開発手法の斬新性その他の科学・技術的評価又は経済的・社会的評価に基づき研究課題を採択し、当該研究課題の研究開発を実施する研究者等又は研究者等が属する組織若しくは企業等に研究開発資金を配分する制度をいう。
- ・個別事業：プロジェクトや研究資金制度における個々の採択課題をいう。
- ・当省研究開発機関：国からの出資、補助等の交付を受けて研究開発を実施し、又は研究開発の運営管理を行う機関のうち、当省所管の独立行政法人をいう。
- ・政策評価書：本指針において用いる「政策評価書」とは当省政策評価実施要領を踏まえた評価書をいう。
- ・政策サイクル：研究開発の観察・方向付け・意思決定・行動（Observe-Orient-Decide-Act）の循環過程をいう。
- ・評価システム：評価目的、評価時期、評価対象、評価方法等、評価に係るあらゆる概念、要素を包含した制度、体制の全体をいう。
- ・査定課：予算等の査定を行う課室（大臣官房会計課、資源エネルギー庁長官官房総務課等）をいう。
- ・有識者：評価対象となる研究開発について知見を有する者及び研究開発成果の経済的・社会的意義、社会実装に向けた取組等につき評価できる者（ユーザ、事業化・金融の実務家、人文・社会科学の専門家等）をいう。

- ・外部評価者：当省に属さない外部の有識者であって、原則として、評価対象となる研究開発との利害関係の無い者をいう。
- ・外部評価：外部評価者による評価をいい、評価コメントのとりまとめ方法としてパネルレビュー（評価者からなる委員会を設置（インターネット等を利用したオンライン会議を含む。）して評価を行う形態）による場合とメールレビュー（評価者に対して電子メール等の手段を利用して情報を提供し、評価を行う形態）による場合とがある
- ・評価事務局：研究開発の評価の事務局となる部署をいい、評価者の行う評価の取りまとめ責任を負う。
- ・評価者：評価の責任主体をいい、パネルレビューによる場合には外部評価者からなる委員会が責任主体となり、メールレビューによる場合には、各外部評価者がそれぞれ責任主体となる。また、評価の結果を踏まえて、資源配分の停止や変更、研究開発プログラム・課題の内容の変更に責任を有するのは研究開発の担当課である。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日 平成 21・03・18 産局第 4 号）

この指針は、平成 21 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 18 日 201403013 産局第 4 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 5 月 8 日 20170329 産局第 3 号）

この規程は、平成 29 年 5 月 8 日から施行する。

附 則（令和 4 年 10 月 25 日 20220825 産局第 1 号）

この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 19 日 20250311 イ局第 1 号）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。